

学校法人安達学園
中京学院大学中京短期大学部
機関別評価結果

平成 29 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

中京学院大学中京短期大学部 の概要

設置者 学校法人 安達学園
理事長 長野 正
学 長 長野 正
A L O 村瀬 孝宏
開設年月日 昭和 41 年 4 月 1 日
所在地 岐阜県瑞浪市土岐町 2216

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		100
健康栄養学科		70
	合計	170

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

中京学院大学中京短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 29 年 3 月 10 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 27 年 6 月 12 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は昭和 41 年 4 月に開学し、建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を掲げ、教育目的・目標とともに、大学案内、学生ハンドブック、ウェブサイト等により学内外に表明している。

学習成果は、建学の精神に基づき、学科共通の学位授与の方針に示され、各学科についても専門化・具現化した学習成果として明示されている。学習成果の査定は、授業改善報告（教員による学習成果レビューシート）の活用や合同学科会議の開催と FD 評価委員会との連携により授業の改善を通して実施されている。

自己点検・評価活動に関しては、平成 23 年度に制定した「FD 評価委員会規程」に基づき FD 評価委員会を設置するとともに、ALO を中心に執行委員と評価領域別担当者を置き、全学的に自己点検・評価活動を行い、その結果を公表している。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は明確に定められ、学生ハンドブック、大学案内、ウェブサイト等により学内外に表明している。教育課程は、各学科の学位授与の方針にある到達目標に応じて体系的に編成され、「単位認定及び成績評価に関するガイドライン」を定めて教育の質保証や評価が厳格に行われている。

学習支援はクラス担任等によるきめ細かな支援がなされており、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択、学生生活に関わる内容のガイダンスを年に 4 回実施している。学生生活支援は担任教員と学生支援部が連携して実施しており、特に就職支援についてはキャリア進路委員会と学生支援部の連携支援により、高い就職率をあげている。

教員組織は、短期大学設置基準で規定する必要な教員数を満たしており、教員の任用及び昇任、昇格については規程に基づき適切に行っている。事務局の組織体制と所掌事務は規程により明確化されており、学校法人運営のための事務組織の責任体制は確立している。

校地・校舎面積ともに短期大学設置基準を充足しており、短期大学教育に十分な教育環境が整備されている。図書館は、当該短期大学の規模と専門領域にそくした蔵書等が整っており、学生の学習意欲向上のための環境が整備されている。

資産・物品管理については、規程に基づき適切に維持・管理されている。火災・地震等

危機管理については、規程に基づく消防計画が策定されており、定期的に消防用設備の点検、更新等を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策についても適切な対策が講じられている。

財政状況について、短期大学部門は過去3か年、事業活動収支で支出超過の状況が続いているが、学校法人全体は平成26年度、27年度において、収入超過となっており、学校法人の運営及び短期大学の教育研究活動に十分な資産を保有している。

理事長は、全教職員に建学の精神の周知徹底を図り、学校法人を代表する立場で日々の業務を総理している。理事会は定期的開催され、学校法人運営の重要事項を審議・決定している。また、理事は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に選任されている。

学長は、建学の精神や教育方針を基礎とした教育研究活動を推進するため、教学部門の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。教授会は、学長が意思決定するに当たり意見を述べる機関として位置付けられており、教授会規程を基に適切な運営がなされている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、理事会・評議員会に出席して意見を述べるなど、業務を適切に執行している。評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として、理事定数の2倍を超える評議員数により組織され、適切に運営を行っている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイト等で適切な公表・公開を行っている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 非常勤教員を含めた「中京短期大学部合同会議」を開催し、教育目的・目標や方向性の確認及び全体的な課題の共有を行っていることは、学生情報の共有やシラバスの共通化、学習成果の向上等の観点から非常に有効である。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 授業アンケートの結果を教員の授業改善につなげていることはもちろんのこと、学生からの一方向的な授業評価にならないよう、自己管理シートを活用し、学生の自省を促

す教育的配慮及び工夫がなされている。

- 各学科とも「履修が望ましい教科」が学生募集要項に明確に示され、さらにこれらの教科に必要な学力水準に達していないと思われる学生に対しては、入学前に課題を課すとともに、入学後には補習教育が準備されており、学生の基礎学力向上のためきめ細かな支援がなされている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生参加型の FD 活動として FD 同好会を立ち上げ、教職員で構成した FD 評価委員会との意見交換の場を設け、全学的な教育活動の活性化と学習成果の向上に努めている。
- 学生の入学後はプレイスメントテストを行い、基礎教育科目の指導と連携させながら保育科では文章力や音楽の基礎技術等の個別指導、健康栄養学科ではスキルアップ講座を開設するなど学習支援に効果をあげている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果レビューシートと授業アンケートを用いた学科レベルでの学習成果の査定に対する PDCA サイクルの構築が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおける「到達目標」や「評価方法」等の記載において、両学科間及び内容等にばらつきがみられるため、記述方法の統一が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は昭和 41 年 4 月に開学し、その建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を掲げ、それに基づく教育理念と理想を大学案内、学生ハンドブック、ウェブサイト、及び教職員必携の教職員手帳に明確に示し、学内外に表明している。その教育理念・理想は文武両道を骨子とし、実社会で真に通用する人材を育てることを目指している。また、新入生や保護者には入学式、保護者会、新入生ガイダンスで表明され、新任教職員においても理事長から伝えられ、学生と教職員間で共有されている。

教育目的・目標に関しては、短期大学全体としての教育目的・目標及び各学科の教育目的・目標が大学案内、学生ハンドブック、ウェブサイト等に掲載されている。

学習成果は建学の精神に基づき、学習成果の到達目標として学科共通の学位授与の方針に示され、各学科についても、教育目的・目標に基づき専門化・具現化した学習成果として、学習者が獲得すべき知識・スキル・態度等に関する測定可能な目標設定が明示されている。

また、学習成果の到達目標と建学の精神をより密接化するため、全ての科目に「4 つの力と 11 の要素」のカリキュラムマップを作成して、学習成果の向上を図っている。学習成果の質的・量的データとしての測定はシラバスの内容に従った測定と、専門職への就職率、資格取得率、栄養士実力認定試験、学期末に行う授業アンケートによって可能である。

教育の質を保証するために、教授会・各学科会・各委員会等の教員組織と法人事務部門との連携強化を図るとともに、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認している。

各学科とも学習成果の査定は、教員による授業改善報告（学習成果レビューシート）の活用や、非常勤教員を含めた中京短期大学部合同会議の開催と FD 評価委員会との連携から授業の改善を通して実施されている。そして、この「学習成果レビューシート」に基づき次年度の授業計画の設定や問題提起を行っているが、授業アンケートの活用も含め、学科レベルの学習成果の査定に対する PDCA サイクルの構築が望まれる。

組織改編により、平成 23 年度に「FD 評価委員会」を設置したことに伴い「FD 評価委員会規程」を策定し、自己点検・評価報告書の作成に当たっては、各委員会と事務部署に評価領域や評価区分の担当を割り当て、各組織が担当領域の報告書の責任者となって作成している。

平成 26 年度には、互いに学び合うとともに短期大学教育の質的向上を目的として常磐会短期大学と短期大学間相互評価を実施した。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は明確に定められ、学生ハンドブック、ウェブサイト等により学内外に表明している。学位授与の方針は、教育目的・目標と関連させながら学科共通及び各学科の方針が学則に規定され、入学ガイダンスで説明するとともに、ウェブサイトや学生ハンドブック等に記載され、学内外に表明されている。また、学位授与の方針は、各種資格・免許取得の要件及び法令等にも対応している。

教育課程は、各学科の学位授与の方針にある到達目標に応じて、講義・演習・実習科目がバランスよく体系的に編成されている。成績評価の方法は単位数を学則に定め、評価基準をシラバスに記載し、さらに「単位認定及び成績評価に関するガイドライン」を定めて教育の質保証や評価が厳格に行われている。また、教員の配置及び教員資格審査は適切に実施されている。なお、シラバスにおける「到達目標」や「評価方法」、「事前事後学習」の記載において、両学科間及び内容等にばらつきがみられるため、記述方法の統一が望まれる。

各学科とも、受験生が高等学校において履修することが望ましい教科を学生募集要項やウェブサイトで明示している。留学生支援については、基礎学力、特にコミュニケーション能力の向上への取り組みを期待したい。

学習成果は Semester ごとに、具体的に示されている。各学科ともアクティブ・ラーニングを導入し、表現力・判断力なども養い、学びの基礎が身に付けられるよう努力している。また、カリキュラムツリーを策定し、学習成果の獲得に役立てている。

現在、卒業後評価は就職先に対してヒアリング方式で行われているがガイドラインがなく、聴取内容が統一されていないので、評価方法及び結果の活用方法について検討を行っている。また、社会人として必要な基礎力を養うため「社会人基礎力講座」を開講し、基礎力獲得のための効果的な指導を行っている。

学習支援はクラス担任等がきめ細かな学生対応を任務としてこれに当たっている。教員は学習成果獲得に向けた責任を認識し、授業担当者間の連携協力により、学生の学習成果の向上に努めている。入学前導入教育として、入学予定者に送付した課題を通して入学後の学習の動機付けを行い、また、入学後はプレイスメントテストを行い、基礎教育科目の指導と連携させている。カウンセリングが必要な学生に対しては、専門教員やメンタル心理カウンセラー資格を持つ教員が専門的に対応して学習支援を組織的に行っている。

事務職員は教育目的・目標を認識し、教員と協働体制で学生を支援している。生活面では学生支援部を中心に、クラブ活動・学校行事・奨学金、健康管理など多岐にわたる支援を行い、学生の要望を聴取しながら、常に支援の充実を図っている。

進路支援はキャリア進路委員会を中心に行われ、保育科、健康栄養学科ともに高い就職率をあげており、十分な指導がなされている。

入学者受け入れの方針はウェブサイトをはじめ、学生募集要項に明示し、受験生に対し

ては、オープンキャンパス、進学説明会等の機会に適宜説明している。入試は多様な選抜方式により実施され、いずれの入試も入学者受け入れの方針にのっとり公平・公正に行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育目的・目標達成のため学科ごとに編成され、短期大学設置基準で規定する必要な教員数を充足している。教員の任用及び昇任、昇格については、規程に基づき適切に行っている。

研究紀要を発行し、研究成果を発表する機会を確保するとともに、専任教員全員の研究活動状況は1年間の業績リストを研究紀要に記載し、ウェブサイトで公開している。内部研究費は直近の5年間の業績に応じて紀要図書委員会で決定されている。教育の質の向上等を目的に設けられたFD評価委員会は、教授方法の研究や授業アンケートを実施するなど、関連部署と連携しながら、授業改善に取り組んでいる。また、学習成果の向上のためのFD・SD研修会を含め、関係部署と連携して研修会を全学的に年2回行っている。

事務局の組織体制と所掌事務は「組織、管理及び事務分掌規程」により明確化されており、学校法人運営のための事務組織の責任体制は確立している。学校法人運営に関する諸規程及び事務処理のための機器備品類は十分整備されている。また、大学職員としての専門的職能、必要知識の修得のために、年1回の「職能研修」を実施している。なお、SD委員会規程は定められているが、自ら課題としてあげており、組織的な活動の充実が期待される。

人事管理については、就業規則等、全教職員に配布される規程集により周知が図られており、規程に基づき適切に管理されている。

自然環境豊かなキャンパスは隅々まで整備されており、校地・校舎面積は短期大学設置基準を充足するとともに、運動施設等も含め、短期大学教育に十分な教育環境が整備されている。図書館は、当該短期大学の規模と専門領域にそくした蔵書、学術雑誌等が整備されているほか、インターネットを介しての学術データベースの利用も可能となっており、学生の学習意欲向上のための環境が整備されている。

資産・物品管理については、規程に基づき適切に維持管理されている。火災・地震等危機管理については、「防火及び防災管理規程」に基づく消防計画が策定され、定期的に消防用設備の点検、更新を行っている。避難訓練も年1回、実施されている。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールなどによる対策が講じられている。省エネルギー・省資源対策については、組織的な対策が講じられていないので、今後、管理、教育両面での積極的な対策を期待する。

教員は情報機器環境の整ったコンピュータ室や図書館に設置されているパソコン等を積極的に利用し、学生の学習成果の向上に努めている。

短期大学部門においては過去3か年支出超過の状況が続いているが、学校法人全体の事業活動収支は過去2か年収入超過となっており、学校法人の運営及び短期大学の教育研究活動に十分な資産を保有している。将来にわたり学校法人及び短期大学の財政上の安定化を図るために、中期計画、事業計画に盛り込まれた財政改善策の確実な履行が期待される。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、全教職員に建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」の周知徹底を図り、運営方針、教育方針を共通認識し、教学の責任者や事務責任者との密接なコミュニケーションを通じて、学校法人を代表する立場として日々の業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき定期的開催され、予算や決算をはじめ、学校法人運営に必要な重要事項の決定を行っている。また、理事は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に選任されている。

学長は、建学の精神や教育方針を基礎とした教育研究活動を推進するため、教授会及び各種委員会を統括し、教学部門の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。

教授会は、教育課程の質の保証、学籍異動、学生支援活動等に関する重要事項を、学長が意思決定するに当たり意見を述べる機関として位置付けられており、下部組織であるFD 評価委員会などの各委員会と連携し、各学科の学習成果や三つの方針を共有しつつ、教育研究推進のための諸活動を行っている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席し、学校法人の財政や業務に関する意見を述べている。また、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会へ提出している。

評議員会は理事長を含め役員の間問機関として、理事定数の2倍を超える評議員数により組織され、定例で年2回、必要に応じて臨時で開催されている。また、学校法人の業務又は財産の状況等について、役員に対して意見を述べ、または報告を求めるなどしている。

予算の策定については、中期計画に基づき、各部署から事業計画及び予算案を吸い上げ、評議員会そして理事会において諮られる。予算の執行については、予算決定後各部署にその旨が伝達され、定められた稟議手順を踏んで適切に執行されている。公認会計士は、経理処理及び財務に関する監査を行い、理事長及び監事を交えて監査結果を適切に報告している。資産の運用管理については、資産運用規程にのっとり適切に運用している。

教育情報及び財務情報については、ウェブサイト等を通して、公表・公開が適切に行われている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学では、継続的な取り組みがなされており、地域に十分貢献している。また、そうした様々な取り組みに対する改善計画も立てられており、積極的に取り組んでいる。

公開講座、教員免許状更新講習、食生活アドバイザー検定試験対策講座、管理栄養士国家試験のための受験準備講習会を実施しており、地域社会に向けた公開講座などの実施は、公開講座パンフレットを作成し、地域からの依頼に基づき開講する形式をとっている。また、保育研究会、土岐市市民講座 あすなろ・乳児学級、食育セミナー「ウキウキ！食の探検隊」などを通じて地域との関わりを深めている。

卒業生へのリカレント教育でもある教員免許状更新講習及び管理栄養士国家試験のための受験準備講習会は、地域に開かれた大学としての使命を果たしている。特に、高大連携授業は併設の高等学校をはじめ、いくつかの高等学校で実施されており、学生募集の観点からも有効である。今後、更に多くの高等学校と連携していくことで、真の高大連携制度として確立するものと期待される。

平成24年度末から、併設大学も含めて全学的に地元の各自治体と連携を図るべく協定締結を進め、平成25年2月に中津川市、平成25年6月に瑞浪市、恵那市、平成26年2月に土岐市、平成26年10月に多治見市と協定を締結し、瑞浪市との域学連携事業、恵那市・中津川市・多治見市・他との域学連携事業（市民講座）等を実施している。今後、締結した協定の下に、関係機関と協力し、市民の要望に応えられる事業・機関への更なる発展が期待される。

ボランティア活動は、地域の行政をはじめ、地域の様々な施設などからボランティアの募集があり、各学科ともできる限り地域の要請に応えるよう努力している。平成27年度は東濃地区を中心に、計16回のボランティア活動に参加しており、各学科とも地域の要請に応えるべく努力をしている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 当該短期大学の人的資源を活用し、研究会、各種公開講座、教員免許状更新講習、食生活アドバイザー検定試験対策講座、管理栄養士国家試験のための受験準備講習会などを積極的に実施している。これらは、単に地域の需要に応えるだけでなく、卒業生のリ

カレント教育の場としても機能しており、地域に根ざす当該短期大学の特色が表れている取り組みである。